



お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。 ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務
この書面の表記について	この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
日経平均株価、S&P 500®について	●「日経平均株価」（日経平均）に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社はこの商品を保証するものではなく、この商品について一切の責任を負いません。 ●S&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標です。 この商品は、S&P およびその関連会社によって支持、保証、販売、または販売促進されているものではありません。この商品について、S&P およびその関連会社は、一切の責任を負いません。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関して確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
募集代理店からのお知らせ	●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他の取引に影響を及ぼすことはありません。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。 預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 円 建 → 0120-037-560 <small>米ドル建</small> 豪ドル建 → 0120-001-262 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1
www.nw-life.co.jp

NW-02-24002-00 (24.05)
G39A32-2410 [IFS]



悠々時間 アドバンス plus +

積立利率金利運動型年金(AII型)
積立利率金利運動型年金(米ドル建) 年金額確定特約付
積立利率金利運動型年金(豪ドル建)
指定通貨建積立利率金利運動型年金 指数運動型年金特約II付



契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット (契約概要／注意喚起情報)

- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

- 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。

詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員として、

金融機関窓販領域を中心に資産形成・資産承継に資する商品・サービスを
ご提供しております。

高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。
これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

沿革

1907年	「横浜生命保険株式会社」として営業開始
1935年	社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
1947年	新会社「平和生命保険株式会社」発足
2000年	社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
2001年	社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称
2018年	日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
2019年	社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
2021年	日本生命保険相互会社の完全子会社化

■ ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度に
ついてはこちら



「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

CONTENTS

- 商品パンフレット 1
- 契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報） 29
- お客さまへの送付書類のご案内 67
- WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

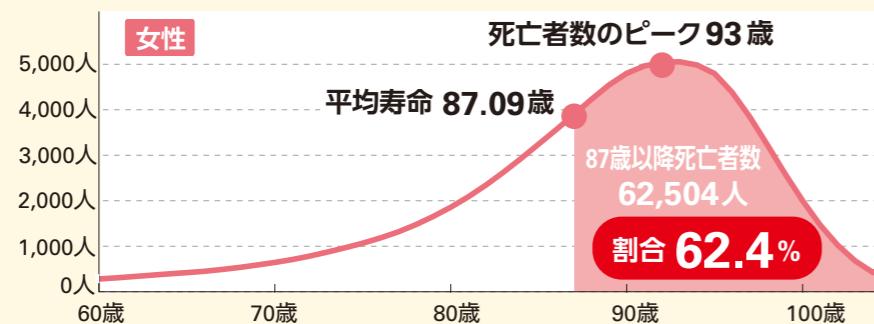
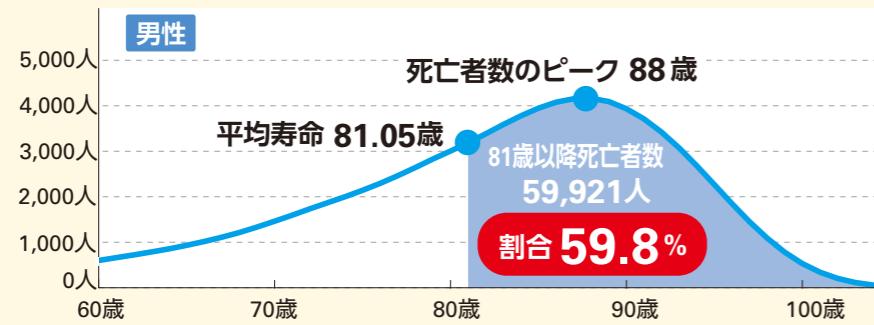
「ご契約のしおり・約款」はニッセイ・ウェルス生命ホームページに掲載しています（WEB版）。冊子でのお受け取りを希望される場合は、ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



人生100年時代

多くの方が平均寿命をこえて長生き、
退職後は色々なことを楽しみたい！

■ 日本人の平均寿命と死亡者数のピーク [出生数を10万人とした場合]



[出典] 厚生労働省「令和4年簡易生命表の概況」をもとに作成

■ 退職後にやりたいこと

第1位	趣味や興味関心のあること	67.9%
第2位	夫婦のコミュニケーション	35.3%
第3位	スポーツやレジャー	25.3 %
第4位	資産運用	17.0 %
第5位	再就職	14.8 %



※複数回答

[出典] エフピー教育出版「令和3年サラリーマン世帯生活意識調査」

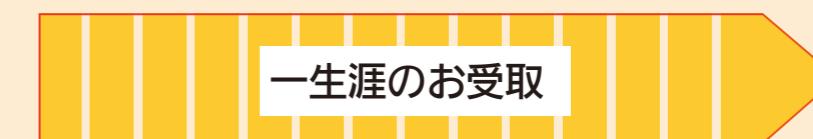
悠々自適な時間のための年金づくり

長生きに備える年金づくり
ご自身の楽しみのための年金づくり
あなたの悠々自適のために年金づくりをしませんか？



「生涯あんしん」して過ごすために

一生涯にわたり年金を受け取り続けることができる
終身年金



年金を生涯受け取れます。

「期間を決めて」楽しむために

ふやしながら計画的に受け取ることができる
確定年金



据置期間と年金受取期間を定めて、
決まった金額を計画的に受け取れます。

人生100年時代に向けて・・・

4つの方法で年金の準備ができます。



一生涯受け取り続けられる 終身年金

自分の**ながいき**に備える



自分でつかいながら
家族への**相続**にも備える



あとからたくさんプラン

年金総額保証付後厚終身年金
あとあつ

くわしくは5~6ページへ



100%到達まで年金受取保証

契約当初の年金額を抑えることで
自分の好きな時期から
より多くの年金額を受け取れます。

選べる
通貨は



つかいながらのこすプラン

年金総額保証付終身年金

くわしくは7~8ページへ



最大120%*到達まで年金受取保証

一生涯の年金を受け取りながら
万一の場合の受取保証を
最大120%*まで確保できます。
*円建の場合は100%となります。

選べる
通貨は



定期でふやして受け取る



自分できっちりプラン

確定年金

くわしくは9~10ページへ



全期間年金受取保証

一定期間でふやし
一定期間にわたり
決まった金額を受け取れます。

選べる
通貨は



期間を決めて受け取る 確定年金

指数でふやして受け取る



ふえるたのしみプラン

確定年金 指数連動型*

くわしくは11~14ページへ



全期間年金受取保証

マーケット連動で年金原資をふやし
ふやした分を上乗せして
一定期間にわたり受け取れます。
*市場環境によっては、年金原資がふえない場合もあります。

選べる
通貨は



*正式名称:指定通貨建積立利率金利連動型年金 指数連動型年金特約II付



- この商品パンフレットでは、4つの商品について概要を説明しています。それぞれ商品内容、リスク、費用が異なりますので、ご検討・お申込みにあたっては、該当商品の「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- ご契約後に、通貨を変更することはできません。

あとからたくさんプラン

あとから
年金総額保証付後厚終身年金

100%到達まで年金受取保証

契約通貨



米ドル建



豪ドル建

【契約年齢】50歳～85歳



この保険のリスクと費用について

- ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要となる費用の合計額です。

くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。

Point
1

ご契約の1年後から、
一時払保険料の約1%の
年金を毎年受け取れます。

前期年金受取期間

Point
2

後期年金受取期間*は、
前期にくらべ多くの年金額を
一生涯受け取れます。

*開始時期（年金額変更日）は、ご契約時に契約後
5年目～20年目で任意に設定いただけます。

後期年金受取期間

Point
3

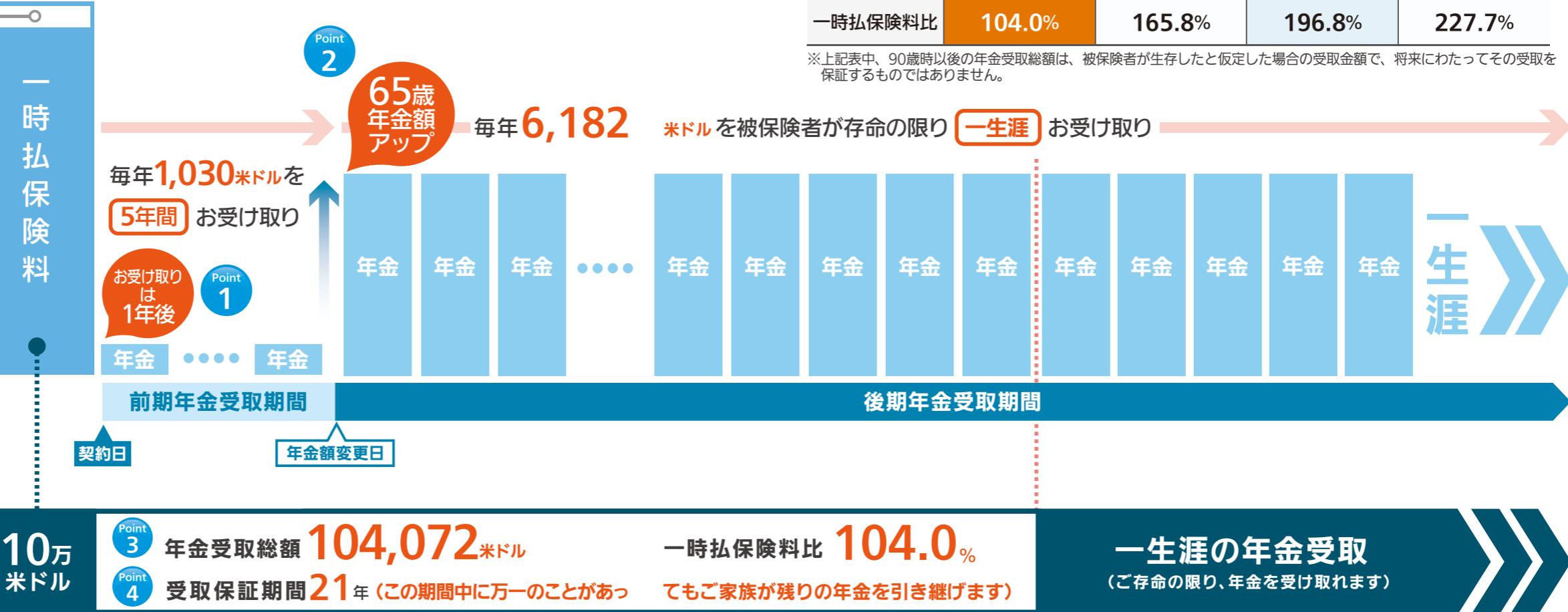
年金受取総額は、
契約通貨建で
一時払保険料の100%が
最低保証されます。

Point
4

万一の場合でも、
受取保証期間中は
ご家族が年金を
引き継げます。

商品パンフレット

【イメージ図】



便利な
機能

円で受け取れます

円で受け取る際の、**為替手数料は無料**です。
※お受け取りの際の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）

⚠️ **為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。**

毎月受け取れます

年金を円で受け取る場合、受取回数は、年1回払・2回
払・4回払・6回払・12回払よりお選びいただけます。

※年金を外貨で受け取る場合、および前期年金受取期間中の受取回数
は、年1回払のみとなります。



- ・上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。
- ・据置期間が0年であることにより、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金、解約のお取扱いはありません。

つかいながらのこすプラン

年金総額保証付終身年金

最大120%到達まで年金受取保証

契約通貨



【契約年齢】16歳～89歳



この保険のリスクと費用について

- ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要となる費用の合計額です。

くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。

Point
1

ご契約の最短2ヶ月後*から、一生涯の年金を受け取れます。

*年6回払または年12回払を選択した場合

Point
2

年金受取総額は、**契約通貨建**で一時払保険料の最大120%が最低保証されます。

※受取保証金額は、一時払保険料に対して以下の保証金額割合を乗じた金額となります。

円建：100%
米ドル建／豪ドル建：100%・110%・120%

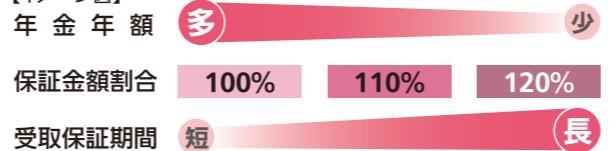
Point
3

万一の場合でも、受取保証期間中はご家族が年金を引き継げます。

●保証金額割合について

保証金額割合が高くなるにつれ、年金年額は抑えられますが、受取保証期間は長くなります。

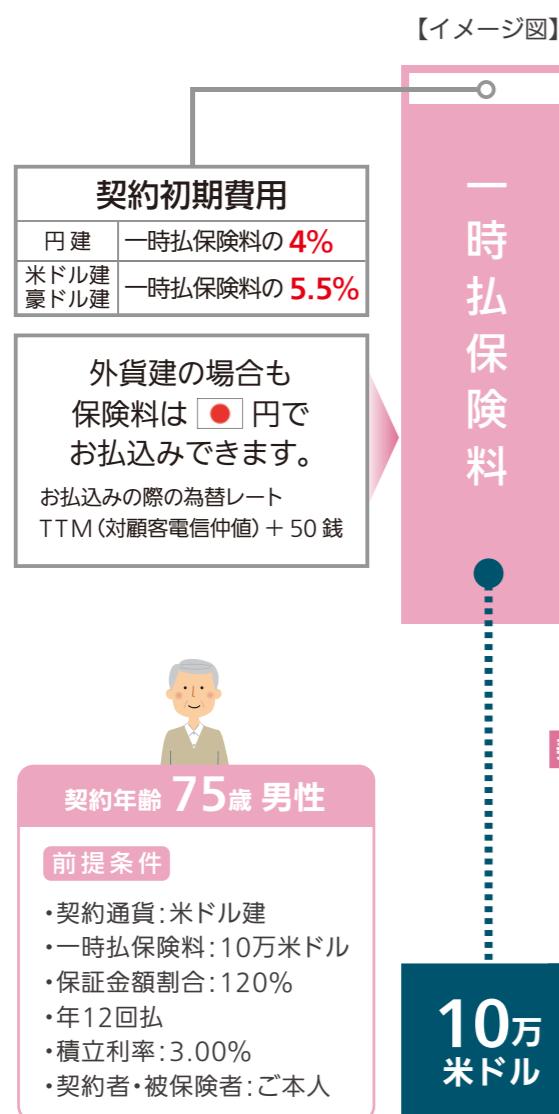
【イメージ図】



●年金受取総額の推移 100%到達

被保険者年齢 (契約日から)	92歳時 (18年目)	95歳時 (21年目)	100歳時 (26年目)
年金受取総額	100,949米ドル	117,774米ドル	145,816米ドル
一時払保険料比	100.9%	117.7%	145.8%

※上記表中、100歳時の年金受取総額は、被保険者が生存したと仮定した場合の受取金額で、将来にわたってその受取を保証するものではありません。



毎月受け取れます

年金を円で受け取る場合、受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・12回払よりお選びいただけます。
※年金を外貨で受け取る場合の受取回数は、年1回払のみとなります。

- ご注意**
- ・上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。
 - ・据置期間が0年であることにより、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金、解約のお取扱いはありません。



年金のお受け取りについて

外貨建の場合も、●円で受け取れます

円で受け取る際の、為替手数料は無料です。
※お受け取りの際の為替レート: TTM(対顧客電信仲値)

● 為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。

自分できっちりプラン

確定年金

全期間年金受取保証

契約通貨



【契約年齢】0歳～89歳

※年金受取開始時の被保険者の満年齢が90歳を超えることはできません。

この保険のリスクと費用について

- ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要となる費用の合計額です。

くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。



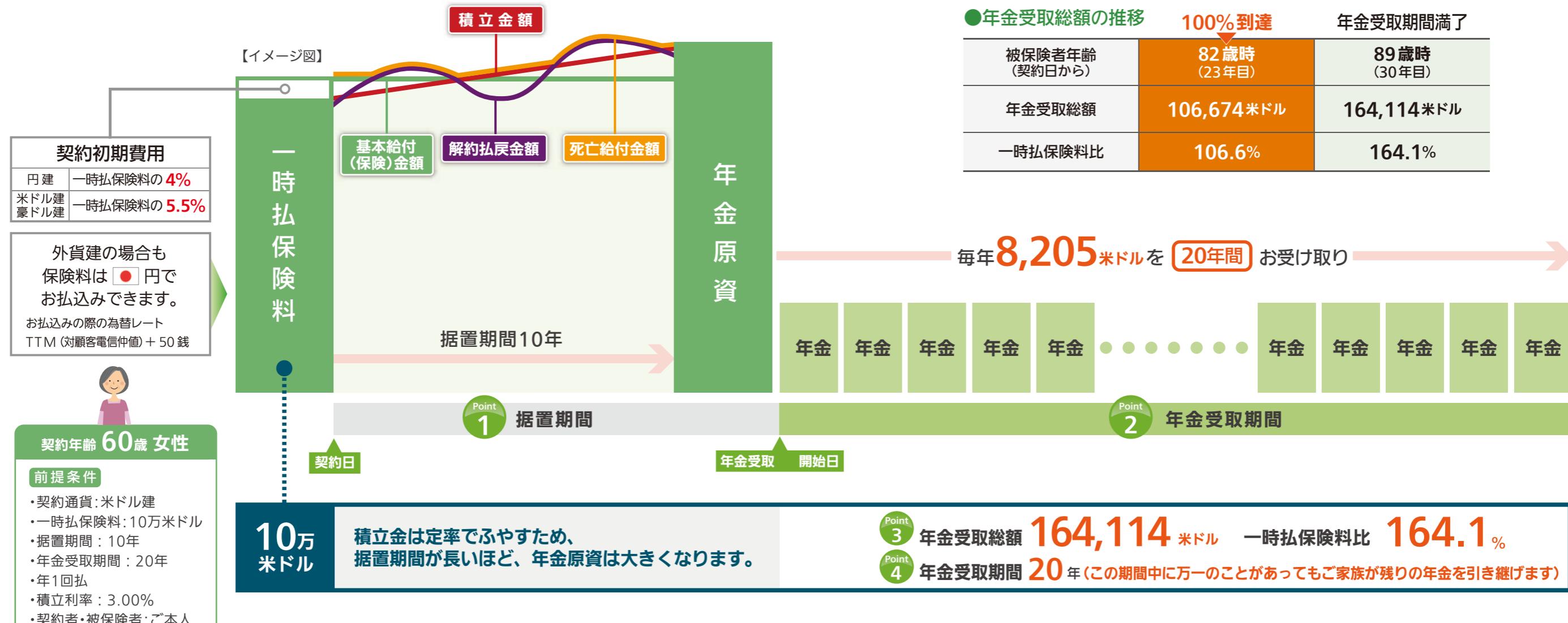
ご注意

Point 1 1年・5年・10年の据置期間で将来受け取る金額をふやせます。

Point 2 年金の受取期間は10年・20年から選べます。

Point 3 ご契約時に契約通貨建の年金受取総額が確定します。

Point 4 万一の場合でも、年金受取期間中はご家族が年金を引き継げます。



年金のお受け取りについて



外貨建の場合も、円で受け取れます

円で受け取る際の、為替手数料は無料です。

※お受け取りの際の為替レート: TTM (対顧客電信仲値)

為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。

毎月受け取れます

年金を円で受け取る場合、受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・12回払よりお選びいただけます。

※年金を外貨で受け取る場合の受取回数は、年1回払のみとなります。



上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

ふえるたのしみプラン

確定年金 指数連動型

全期間年金受取保証

指定通貨



【契約年齢】0歳～80歳



この保険のリスクと費用について

- ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険にかかる費用は、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要な費用、解約時等にご負担いただく費用（解約控除）の合計額です。

くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。

Point 1 年金受取総額は、
指定通貨建で一時払保険料
以上の金額が最低保証され
ます。

Point 2 据置期間中は、マーケットに
おける指数の動きに応じて
積立金を「ふやす」ことが
できます。

Point 3 指数は、
日経平均株価 S&P 500® の
いずれかを選べます。
※ご契約後の変更はできません。

Point 4 たのしみファンドは
一時金でも年金でも
受け取ることができます。
市場価格調整の適用なし 据置期間中も引き出し可能

たのしみファンドについて

マーケットにおける指数が、
1年前に比べ上昇した場合、
たのしみファンドが加算されます。
指数の上昇（下落）は、
1年ごとに前年比で判定します。

指数が上昇した場合（イメージ図内 A）

$$\text{指数の上昇率} \times \text{連動率} = \text{たのしみファンドの増加率}$$

【計算例】
 $\text{指数の上昇率 } 30\% \times \text{連動率 } 10\% = \text{増加率 } 3\%$
積立金

連動率とは、指数の上昇をたのしみファンドに反映させる割合をいい、毎年変動します。

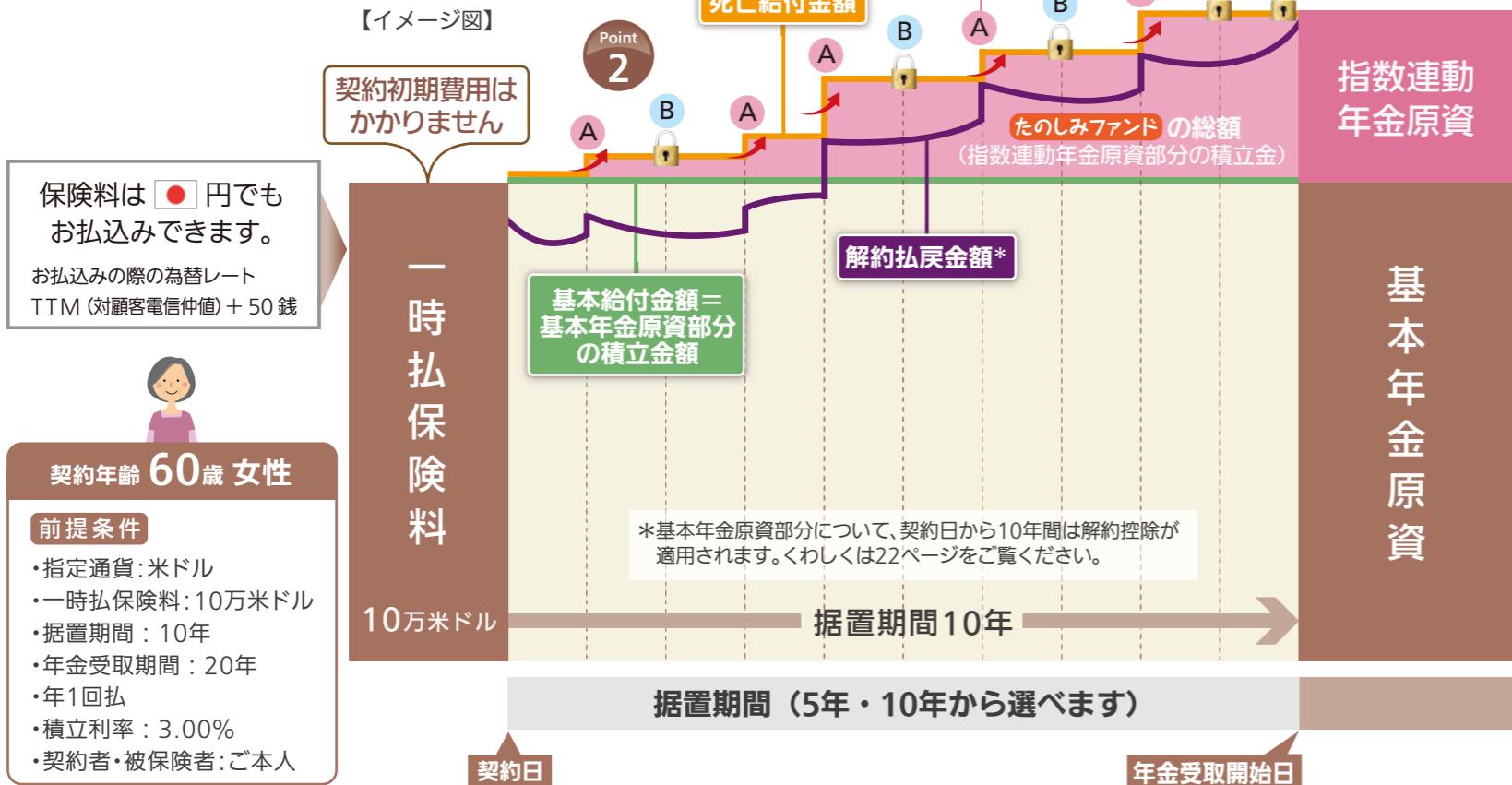
指数が下落した場合（イメージ図内 B）

積立金は指定通貨建で減少しません。
※円で受け取る場合、為替相場の変動により
減少する場合があります。

【計算例】
 $\text{指数の上昇率 } \Delta 30\% \times \text{連動率 } 10\% \rightarrow \text{増加率 } 0\%$
積立金

指数の上昇率がマイナス（△）の場合は
0%となります。

ご注意
据置期間中、
一度も毎年の指数が
上昇しなかった場合、
たのしみファンドは
加算されません。



たのしみファンドは次のいずれかの受取方法が選べます。

一時金

確定年金で受け取る（特約年金）

特約年金額は、年金受取開始日に確定します。
たのしみファンドがない場合、特約年金のお支払いはありません。



年金のお受け取りについて



円で受け取れます

円で受け取る際の、為替手数料は無料です。
※お受け取りの際の為替レート：TTM (対顧客電信仲値)

為替相場の変動により、円での年金受取額は
変動します。

毎月受け取れます

年金を円で受け取る場合、受取回数は、年1回払・2回
払・4回払・6回払・12回払よりお選びいただけます。

※年金を外貨で受け取る場合の受取回数は、年1回払のみとなります。
※年金の受取回数は、年金受取開始時にご選択いただけます。



上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。
個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に
記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

新為替ターゲット特約について



外貨建の年金を円で受け取る際の、為替リスクに備えることができます

新為替ターゲット特約を付加することで、年金受取日の為替レートがお客さまが指定したレート（為替ターゲットレート）より円高になった場合、外貨のまま年金を据え置きます。据え置かれた年金は、次回以降の年金受取日に、為替ターゲットレート以上の円安になった際にまとめてお受け取りいただきます。

※ふえるたのしみプランの場合、特約年金についても同様に取扱います。

年金を円で受け取る際の、為替手数料は無料です。

※年金受取の円換算時の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）

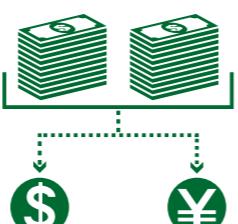
●ご指定いただける為替ターゲットレートの範囲

米ドル建 1米ドル
豪ドル建 1豪ドル } 50円～200円 1円単位

**為替ターゲットレートは、
お電話で変更できます。**

※毎年の年金受取日を基準とし、年単位で適用されます。
(適用されるレートの変更は年1回となります。)

お手続きは裏面の
カスタマーサービス
センターまで

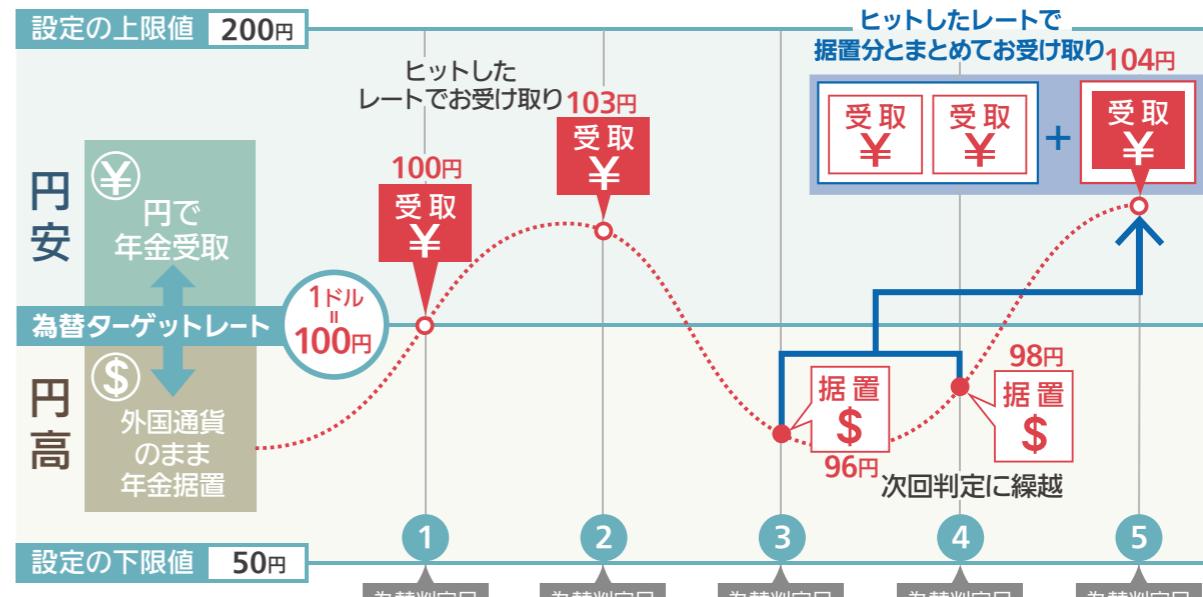


**据え置かれた年金と利息は、
外国通貨または円で引き出す
ことができます。**

※据え置かれた全額の引き出しとなります。

●新為替ターゲット特約による受け取り・据置イメージ

【イメージ図】 為替ターゲットレートを1ドル=100円に設定した場合



●年金を分割受取しても、毎回為替判定を行います。

Q 為替判定の回数をふやす方法はありますか？

A たとえば年金受取期間 20 年で年 12 回払にした場合は、合計で 240 回分の年金の為替判定があります。年 1 回受取なら 20 回ですので、年金受取回数をふやした方が、受け取るチャンスがふえます。

<1年間の為替判定の回数(据置期間が0年以外のイメージ)>

- 年1回払 1 → 2 → ...
- 年12回払 1 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6 → 7 → 8 → 9 → 10 → 11 → 12 → 13 → ...

- ご注意
- この特約によって、すべての為替リスクを回避できるものではありません。
 - 年金受取の最終分（据置年金があった場合は据置年金とその利息を含みます）については、最後の為替判定日の為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨でお受け取りいただきます。ただし、年金受取人からのお申し出があった場合は、円で年金をお受け取りいただくことが可能です。

死亡給付金について

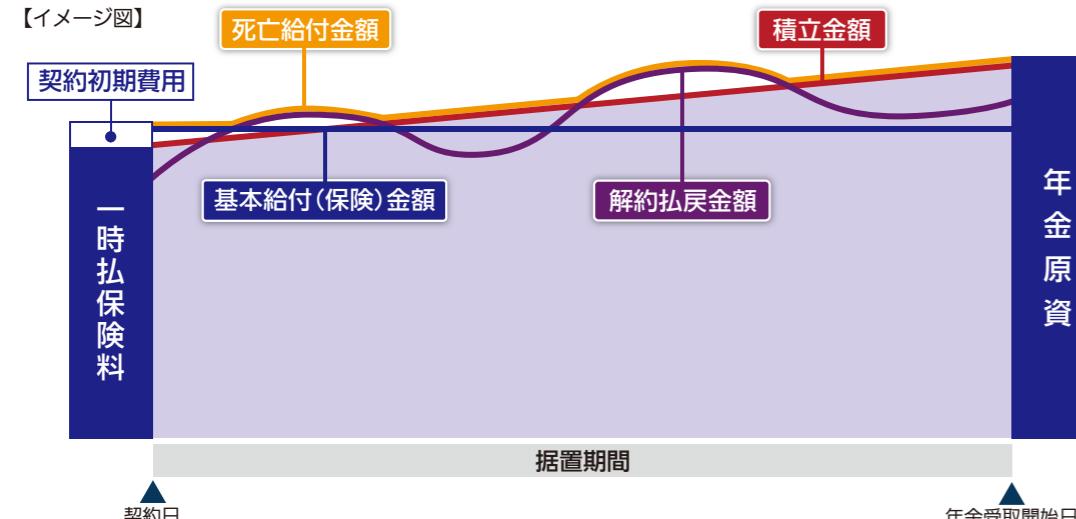
据置期間中に被保険者が亡くなられたときは、死亡給付金を死亡給付金受取人にお受け取りいただきます。

■死亡給付金額

自分できっちりプラン

被保険者が亡くなられた時点における次のいずれか大きい金額となります。

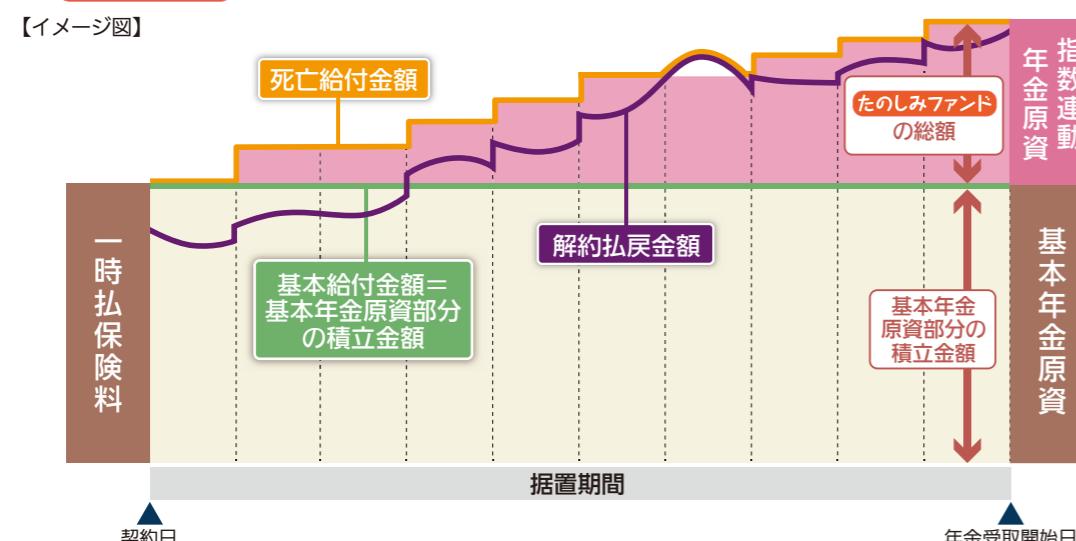
- ①基本給付(保険)金額 ②積立金額 ③解約払戻金額



ふえるたのしみプラン

被保険者が亡くなられた時点における次のいずれか大きい金額となります。

- ①たのしみファンドの総額と基本年金原資部分の積立金額の合計額 ②解約払戻金額



※「あとからたくさんプラン」「つかいながらのこすプラン」の場合、据置期間が0年であることにより、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金のお取扱いはありません。



死亡給付金の免責事由(死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡等)に該当した場合等、死亡給付金をお支払いできないことがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

継続年金について

年金受取期間中に被保険者が亡くなられたときは、継続年金受取人を指定することで、残りの期間*の年金(継続年金)をご家族に引き継げます。

*残りの期間はプランごとに以下のとおりとなります。

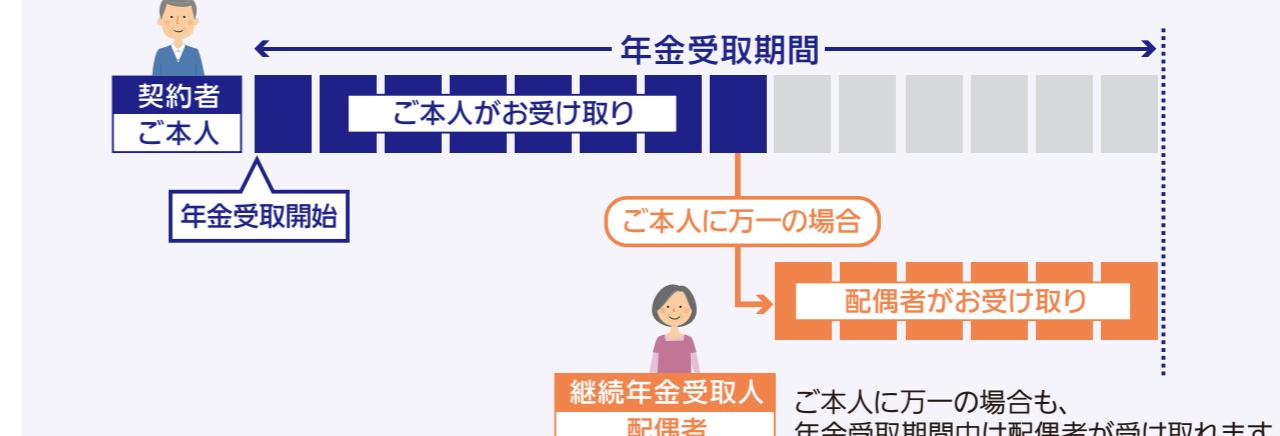
- ・あとからたくさんプラン、つかいながらのこすプラン：残りの受取保証期間
- ・自分できっちりプラン、ふえるたのしみプラン：残りの年金受取期間

自分できっちりプラン の場合

契約形態



【イメージ図】



継続年金受取人 配偶者

ご本人に万一の場合も、
年金受取期間中は配偶者が受け取れます。

※「自分できっちりプラン」かつ円建の場合、継続年金の受取にかえて、死亡一時金で受け取ることもできます。

継続年金は一括受取もできますが、その場合は市場価格調整が適用されます。

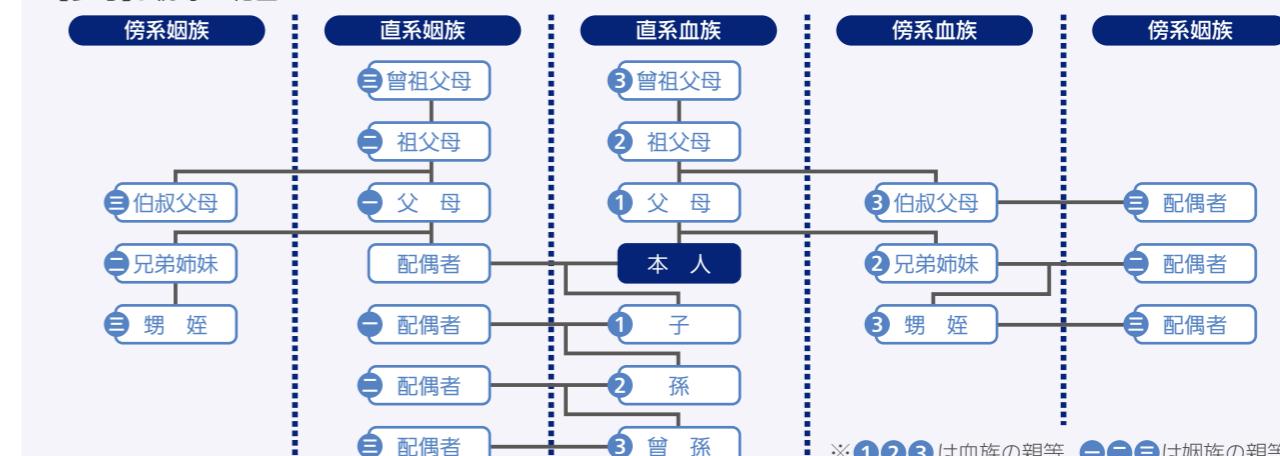
市場価格調整については22ページをご覧ください。

※「ふえるたのしみプラン」の場合、解約控除が適用される場合があります。

指定できる死亡給付金受取人、継続年金受取人の範囲

- 死亡給付金受取人：被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。
※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。
- 継続年金受取人：年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。

【参考】3親等の範囲



※①②③は血族の親等、④⑤⑥は姻族の親等

年金保険をリレーする

ご家族を被保険者や継続年金受取人に指定して、年金を引き継いでいくことができます。

夫婦リレー 配偶者の一生涯の年金を確保

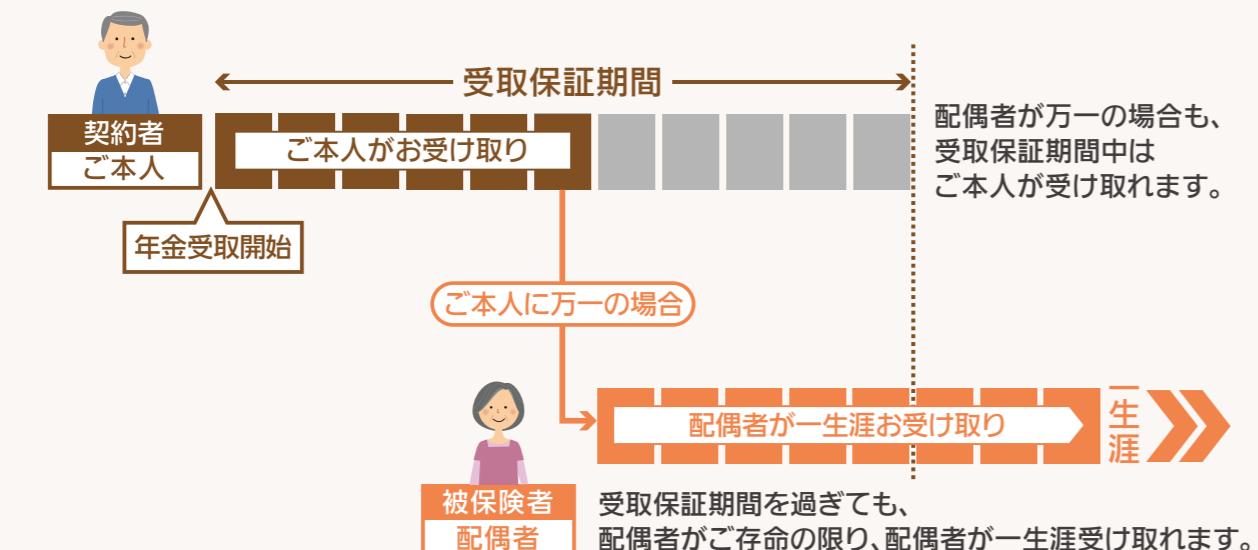
つかいながらのこすプラン の場合

契約形態



ご本人が亡くなられた後も、配偶者(被保険者)が一生涯年金を受け取れます。

【イメージ図】



- ・被保険者が亡くなられた場合、受取保証期間経過後の年金のお受け取りはありません。
- ・年金受取人が亡くなられた場合、年金受給権（年金として受け取る権利）が相続税の対象となります。

■契約形態の例



契約形態	契約者	被保険者	年金受取人	継続年金受取人
夫婦リレー	夫	妻	夫	妻
親子リレー	親	子	親	子
孫リレー*	祖父母	孫	祖父母	孫

*孫の親（祖父母の子）が存命中に、祖父母の相続が発生し、相続人でない孫が年金を引き継いだ場合、相続税の2割加算の対象となります。

■プランニングのポイント

のこしたいご家族を**被保険者**および**継続年金受取人**に指定することで、ご家族が**一生涯にわたり**年金を受け取れます。

年金受取開始後に相続が発生した場合、年金は継続年金受取人の固有の財産*となります。

*ただし、最高裁の判決において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、持ち戻しの対象となるとされています。



責任開始日／契約日／積立利率について

市場価格調整について

責任開始日について

お申込みされたご契約の保障が開始される時期のことをいい、ニッセイ・ウェルス生命がご契約をお引き受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受け取った日を指します。

契約日について

プランによって以下の通りとなります。

あとからたくさんプラン

つかいながらのこすプラン

自分できっちりプラン

責任開始日と同日となります。

ふえるたのしみプラン

責任開始日に応じて次のとおりとなります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月 1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月16日

積立利率について

あとからたくさんプラン

つかいながらのこすプラン

自分できっちりプラン

契約日ごとに毎月2回（1日～15日、16日～末日）設定されます。



契約日時点の積立利率が適用されます。

たとえば申込日が「1日～15日」でも、契約日が「16日～末日」となる場合には、契約日時点での積立利率が適用されますので、申込日時点での積立利率と異なる可能性があります。

ふえるたのしみプラン

責任開始日ごとに毎月2回（1日～15日、16日～末日）設定されます。



契約日時点の被保険者年齢に対応する積立利率が適用されます。

契約日は、責任開始日に応じて翌月の1日または16日となることから、申込日時点や責任開始日時点の年齢による積立利率と異なる場合があります。

市場価格調整について

市場価格調整とは、「据置期間中の解約払戻金の受取」、「年金の一括受取」等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。

ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。したがって、解約払戻金額や年金一括受取金額は一時払保険料を下回る可能性があります。

▼解約（減額）について

年金受取開始日前であればいつでも、解約（減額）をして解約払戻金を受け取ることができます。解約払戻金額は、解約計算基準日における次の金額となります。

自分できっちりプラン

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

ふえるたのしみプラン

$$\text{解約払戻金額} = \text{基本年金原資部分の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率})$$

+

たのしみファンドの総額

契約日から10年間は、経過年数に応じた解約控除率（0.5%～5.0%）が適用されます（たのしみファンドの総額には、市場価格調整率や解約控除率は適用されません）。

※「あとからたくさんプラン」「つかいながらのこすプラン」の場合、解約（減額）のお取扱いはありません。

▼年金の一括受取について

年金受取開始日以後、年金受取人が将来の年金受取にかえて、未払年金の現価を一括して受け取ることができます。年金一括受取額は、年金一括受取計算基準日における次の金額となります。

あとからたくさんプラン つかいながらのこすプラン 自できっちりプラン

$$\text{年金一括受取額} = \text{基準となる金額}^* \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

*基準となる金額はプランごとに以下のとおりとなります。

- あとからたくさんプラン、つかいながらのこすプラン：受取保証部分の未払年金の現価と年金受取日後の支払期日が未到来の年金の現価との合計額
- 自分できっちりプラン：残余年金受取期間に対する未払年金の現価

ふえるたのしみプラン

$$\text{年金一括受取額} = \text{残余年金受取期間に対する基本年金原資部分} \times (1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率}) \\ \text{の未払年金の現価}$$

+

残余年金受取期間に対する未払特約年金の現価

契約日から10年間は、経過年数に応じた解約控除率（0.5%～5.0%）が適用されます。

契約概要

あとからたくさんプラン

つかいながらのこすプラン

自分できっちりプラン

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項を記載しています。**

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、契約時に年金額が確定する保険料一時払の定額年金保険です。

この保険の正式名称は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

契約通貨(契約時に選択)	正式名称
<input checked="" type="radio"/> 円建	積立利率金利連動型年金(AⅡ型)
米ドル建	積立利率金利連動型年金(米ドル建) 年金額確定特約付
豪ドル建	積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：[円建] 0120-037-560 [米ドル建・豪ドル建] 0120-001-262
(カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、積立金が当社所定の方法により計算された積立利率により運用され、将来の年金額がご契約時点において契約通貨建で確定します。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ(市場価格調整)となっております。
- 契約通貨に応じて、ご選択いただける年金種類は次のとおりとなります。

年金種類 契約通貨	年金総額保証付後厚終身年金	年金総額保証付終身年金	確定年金
<input checked="" type="radio"/> 円建	—	○	○
米ドル建 豪ドル建	○	○	○

【しくみ図】

※次の図は、イメージをあらわしたものです。

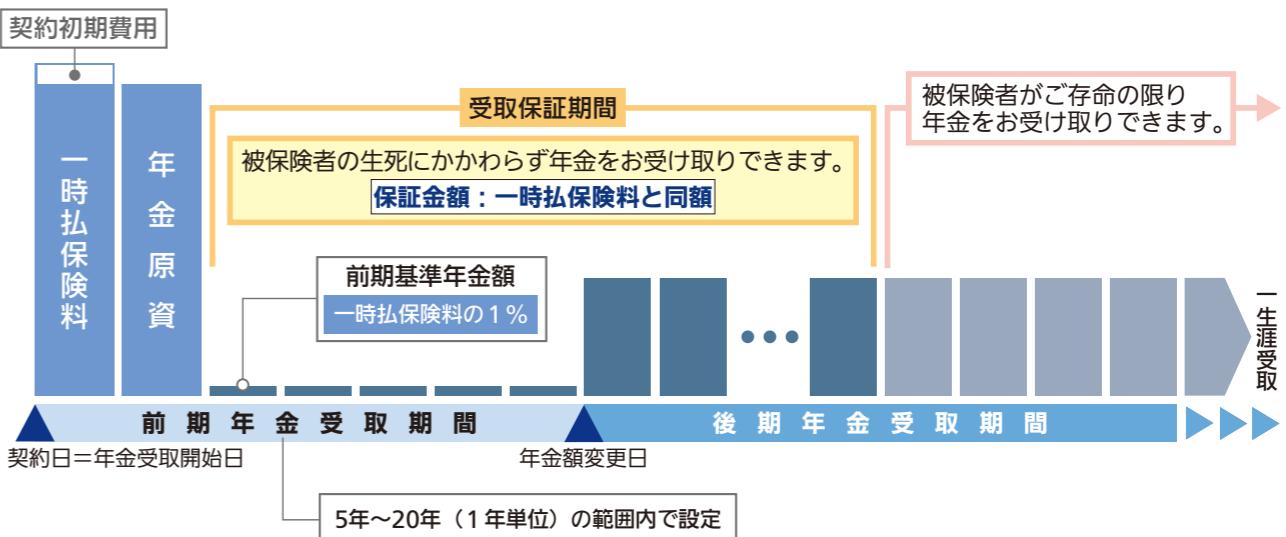
■ 契約初期費用(年金種類共通)

契約通貨	一時払保険料に対する割合
円建	4%
米ドル建・豪ドル建	5.5%

年金総額保証付後厚終身年金 受取保証あり

米ドル建 豪ドル建

ご契約の1年後から年金受取を開始し、被保険者がご存命の限り年金をお受け取りいただけます。ご契約当初から一定期間の年金額を一時払保険料の1%相当に抑えることで、年金額変更日以後の年金額が大きくなります。また、被保険者の生死にかかわらず、お受け取りいただく年金総額は、一時払保険料相当額が契約通貨建で保証されます。

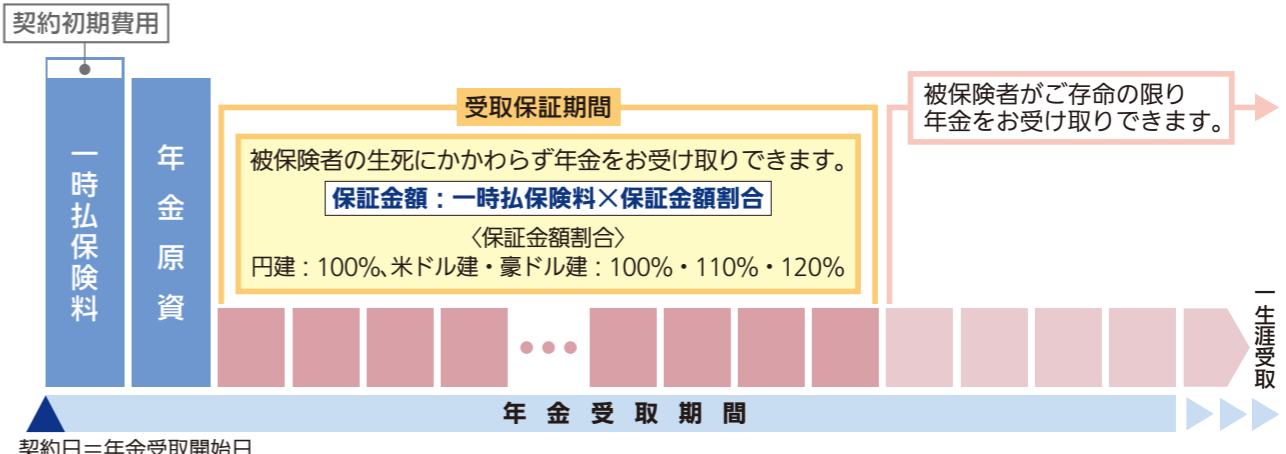


年金総額保証付終身年金 受取保証あり

円建 米ドル建 豪ドル建

最短でご契約の2ヵ月後*から年金受取を開始し、被保険者がご存命の限り一定額の年金をお受け取りいただけます。また、被保険者の生死にかかわらず、お受け取りいただく年金総額は、一時払保険料に保証金額割合を乗じた金額が契約通貨建で保証されます。

*年金の受取回数が年6回払または年12回払の場合



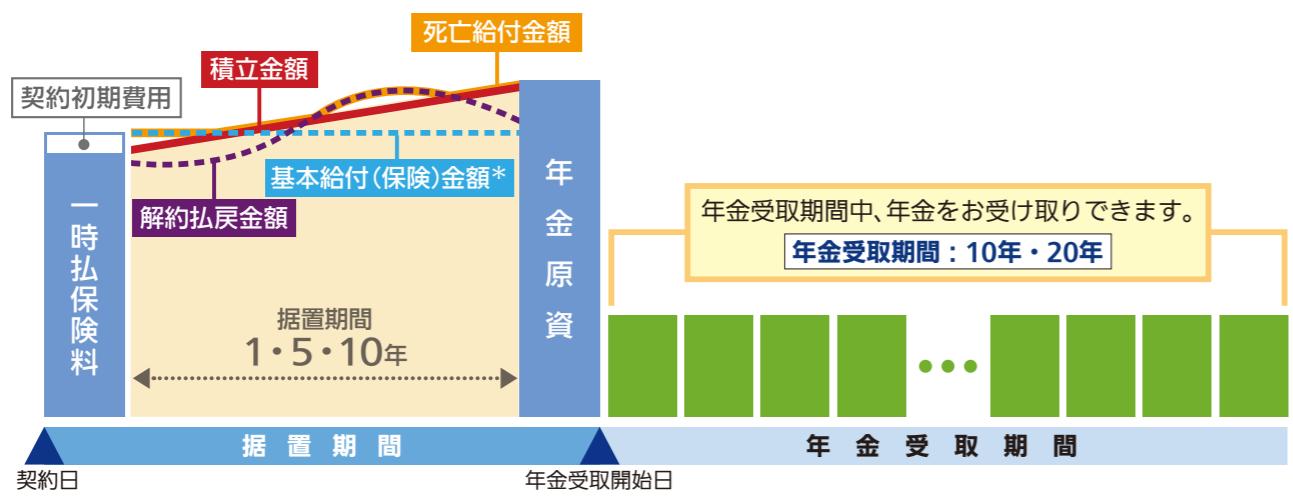
次のページに続きます ➤

確定年金

一定期間での受取

円 建 米ドル建 豪ドル建

据置期間経過後、指定された年金受取期間中、毎年一定額の年金をお受け取りいただけます。



*円建・豪ドル建の場合は基本給付金額、米ドル建の場合は基本保険金額となります。この金額は、減額がない限り一時払保険料と同額となります。

3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 契約通貨が米ドル建や豪ドル建の場合、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

4 お客様にご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 積立利率について

- 積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日～15日」「16日～末日」となるご契約に適用されます。契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。

※契約日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受け取った日を指します。

- 積立利率とは、積立金に適用される利率をいい、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

□積立利率の計算方法

$$\text{基準金利} + \text{安全率} - \text{保険契約関係費率} \rightarrow \text{積立利率}$$

用語について

基準金利	年金の種類、据置期間、年金受取期間等に基づき定まる当社所定の期間を残存期間とする契約通貨に応じた国債 ^{*1} の複利利回りの平均値		
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（契約通貨に応じた範囲内 ^{*2} で設定）		
保険契約関係費率	新契約費率	ご契約の締結に必要な費用 ※円建の場合、新契約費率は控除されません。	
	維持費率	ご契約の維持に必要な費用	
死亡保障費率		死亡給付金のお支払いに必要な費用	

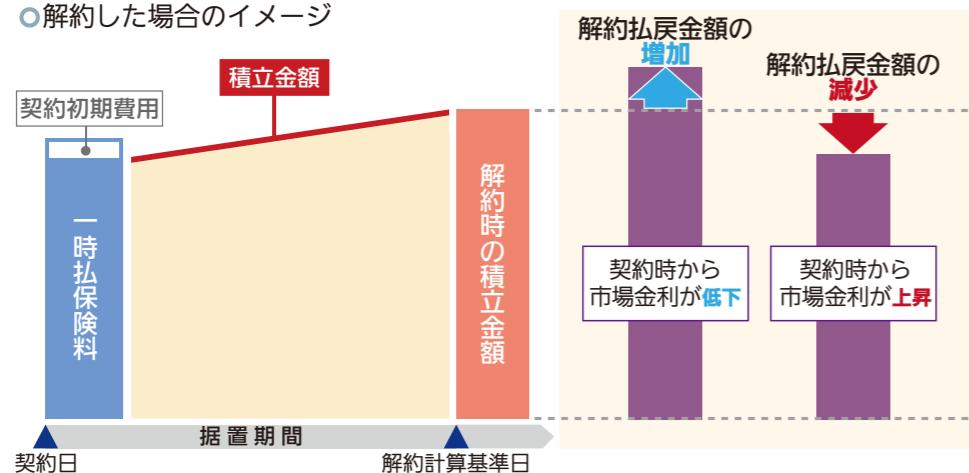
- 適用された積立利率は、据置期間、年金受取期間を通じて一定です。

- 据置期間中の積立金額は、積立金（一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの）に対して、ご契約時に適用される積立利率によって計算されます。
そのため、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

11 解約等について

- 据置期間中にご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。
- 基本給付（保険）金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、同じ割合で年金額および積立金額についても減額されます。減額後の基本給付（保険）金額および年金額が所定の金額以上での取扱いとなります。
- 年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて、年金を一括でお受け取りいただくことができます。
- **解約払戻金額や年金の一括受取額の計算に際しては、市場価格調整を行うため、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- 市場価格調整とは、解約払戻金の受取、年金の一括受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

○解約した場合のイメージ



- 解約払戻金額や年金の一括受取額の計算にあたっては「基準金利」を用います（「積立利率」ではありません）。計算基準日の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇した場合や0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額や年金の一括受取額が減少します。逆に、0.1%を超えて低下した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は増加します。

基準金利について、くわしくは **契約概要** **5 積立利率について** をご覧ください。

〈計算方法〉

【解約時（据置期間中）】

解約払戻金額は、解約計算基準日^{*1}における次の金額となります。

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times 1 - \text{市場価格調整率}$$

【年金の一括受取時（年金受取期間中）】

年金の一括受取額は、年金一括受取計算基準日^{*1}における次の金額となります。

$$\text{年金の一括受取額} = \text{所定の未払年金の現価}^{\ast 2} \times 1 - \text{市場価格調整率}$$

*1 完備された解約または年金の一括受取の請求書類が当社に到着した日をいいます。

*2 所定の未払年金の現価とは、年金の種類に応じて次のとおりとなります。

- ・年金総額保証付後厚終身年金・年金総額保証付終身年金：受取保証部分の未払年金の現価（年金受取日後の支払期日が未到来の年金の現価を含みます）
- ・確定年金：残余年金受取期間に対する未払年金の現価

○市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{契約日の基準金利}}{1 + \text{計算基準日}^{\ast 1} \text{の基準金利} + 0.1\%^{\ast 2}} \right) \text{所定の月数}^{\ast 3} / 12$$

*1 解約時は解約計算基準日、年金の一括受取時は年金一括受取計算基準日となります。

*2 解約払戻金額または年金一括受取額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額または年金一括受取額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています。

*3 解約時または年金の一括受取時の計算基準日から年金受取期間満了または受取保証部分の期間満了までの月数などをもとに計算します。

※円建の場合、市場価格調整率は、40%を上限とし、-40%を下限とします。

▶ **市場価格調整率の計算式における所定の係数（0.1%）について**

この所定の係数により、「計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、計算基準日の積立金または未払年金の現価に対して、経過年数（解約時は「契約日からの経過年数」、年金の一括受取時は「年金受取開始日からの経過年数」）に応じて一定率が控除されます。

例えば、解約計算基準日の基準金利と契約日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの 経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.27%	1.17%	1.07%	0.98%	0.88%	0.78%	0.68%	0.59%	0.49%	0.39%

※年金受取開始年齢：65歳、年金の種類：10年確定年金、据置期間：10年、契約通貨：米ドルで計算しています。

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

契約概要

ふえるたのしみプラン

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、**指数に応じて積立金がふえる保険料一時払の定額年金保険**です。

指定通貨(契約時に選択)	正式名称
米ドル 豪ドル	指定通貨建積立利率金利連動型年金 指数連動型年金特約Ⅱ付

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-001-262（カスタマーサービスセンター）
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、毎年の指数の上昇率に応じて所定の方法により積立金をふやすしくみの保険料一時払の年金保険です。
- 据置期間中の積立金は、「基本年金原資部分の積立金」と毎年の指数の上昇に応じて増加する「**たのしみファンド**の総額（指数連動年金原資部分の積立金）」に分けて積み立てられます。
 - 「基本年金原資部分の積立金」は、一時払保険料相当額と同額となります。
 - 「**たのしみファンド**の総額」は、毎年の契約応当日前に指数が上昇した場合、毎年の指数の上昇率に応じて計算される**たのしみファンド**（積増金）が毎年の契約応日に加算されます。
※たのしみファンドは指定通貨建で積み立てられます。
- 被保険者が所定の年齢に達したときから、指定された年金受取期間中、基本年金原資部分の積立金に基づき支払う主契約の年金とあわせて、**たのしみファンド**の総額に基づく特約年金をお受け取りできます。
- 据置期間中に被保険者が死亡された場合に支払われる死亡給付金額は、積立金額が指定通貨建で最低保証されます。

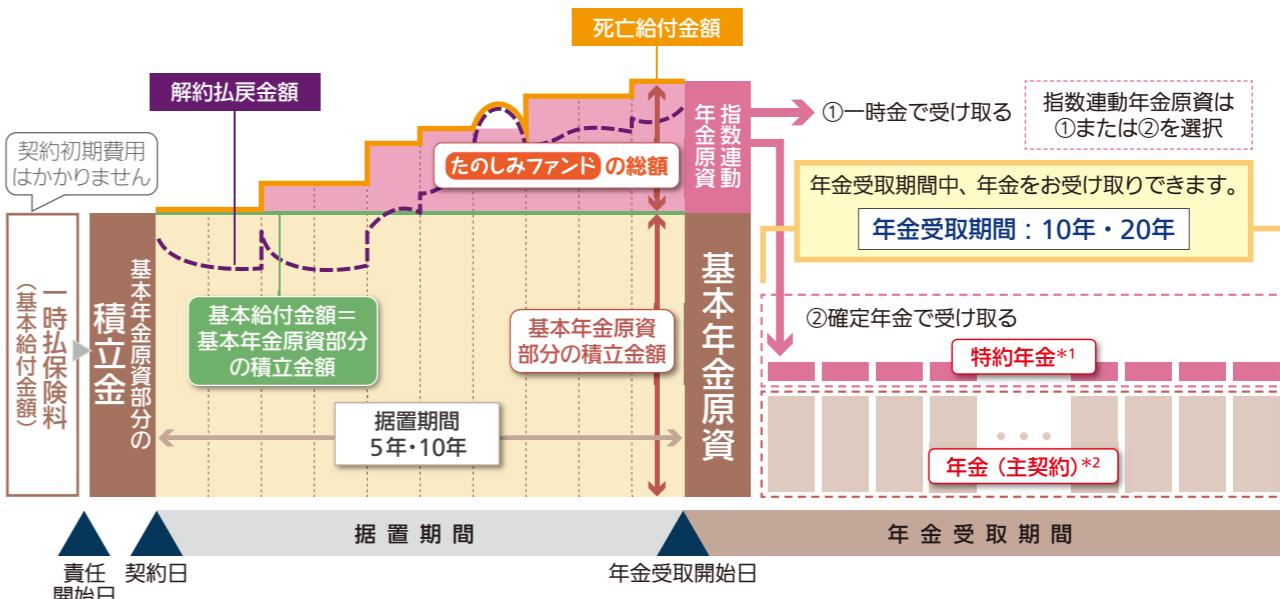
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ（市場価格調整）となっております。また、契約日からの経過年数等に応じた解約控除を適用します。

※この書面で使用されている「用語」は、ご契約のしおり・約款中において次の表記となります。

- ・「増加率」：指数の上昇率に連動率を乗じた割合
- ・「たのしみファンド」：積増金
- ・「たのしみファンドの総額」：指数連動年金原資部分の積立金

【しくみ図】 次の図は、イメージをあらわしたものです。

毎年の契約応当日前の指数が、前年の契約応当日前の指数より上昇した場合、**たのしみファンド**が加算されます。前年の契約応当日と契約応当日との間で指数が大きく上昇した場合でも、**たのしみファンド**の加算には反映されません。



*1 年金受取開始日の指数連動年金原資部分の積立金額に基づき、年金受取開始日における当社の定める率により算出された年金額となります。そのため、特約年金額は年金受取開始日まで確定しません。

*2 年金受取開始日の基本年金原資部分の積立金額に基づき、責任開始日における積立利率により算出された年金額となります。

⚠️ 据置期間中、毎年の指数の上昇率がすべて下限値である0%となった場合、**たのしみファンド**は一度も加算されず、指数連動年金原資部分の積立金および特約年金はありません。年金原資は一時払保険料（指定通貨建）と同額になります。

3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整**が適用されることから、**その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じる**おそれがあります。
- この保険は、外貨建であるため、**為替相場の変動**により、**年金等の受取時円換算額が、一時払保険料の契約時円換算額や年金の契約時円換算額の総額を下回り、損失が生じる**おそれがあります。

10 主な特約について

保険料円入金特約

外貨建の保険料を円で払い込むことができます。

円支払特約Ⅱ

外貨建の解約払戻金・死亡給付金等を円で受け取ることができます。

年金円支払特約

- 外貨建の年金や指数連動年金原資を円で受け取ることができます。
- 初回の年金受取や指数連動年金原資の一時受取のご請求の際に、この特約を付加できます。
- この特約の付加による円での受け取り後は、外貨での年金受取はできません。

※この特約を付加した場合、特約年金についても同様に取扱います。

新為替ターゲット特約

- 年金円支払特約と併せて付加することにより、年金受取日（為替判定日）の為替レートがあらかじめ設定された為替レート（為替ターゲットレート）と同一または円安となった場合は円で年金を受け取り、円高となった場合は外国通貨で据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、50円～200円（1円単位）で設定でき、設定後に変更することもできます。
- 外国通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受け取りとなります。
- 外国通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または外国通貨で引き出すことができます。

※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、外国通貨による据置年金および利息の全額の受け取りとなります（年金受取人からお申出があった場合は、円による受け取りに変更することができます）。

※この特約を付加した場合、特約年金についても同様に取扱います。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。

ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求（代理請求）を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

■特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

特約名	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約	一時払保険料（相当額）	一時払保険料（相当額）の受領日	TTM + 50銭
円支払特約Ⅱ	・解約払戻金 ・死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50銭
年金円支払特約	・年金 ・指数連動年金原資の一時受取	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	TTM
	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合、翌営業日となります。

※TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

なお、1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。

なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

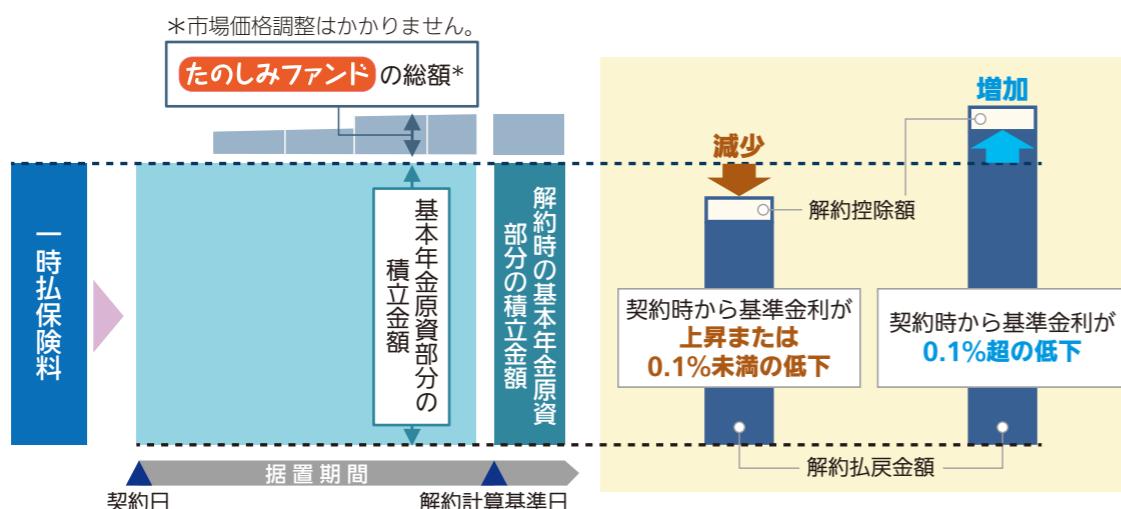
11 解約等について

- 据置期間中に、ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただけます。
- 基本給付金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、同じ割合で基本年金原資部分の年金額および積立金額が減額されます。減額後の基本給付金額および年金額(基本年金原資部分)が所定の金額以上での取扱いとなります。
- ※たのしみファンドの総額は減額されません。たのしみファンドの総額を払い戻すには、たのしみファンドの総額の引き出しをご請求いただく必要があります。
- 年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて、年金を一括でお受け取りいただくことができます。
- この保険の積立金は、「基本年金原資部分」と「たのしみファンドの総額」で分けて積み立てられます。**解約払戻金額や年金の一括受取額の計算にあたっては、「基本年金原資部分」の積立金や未払年金の現価に対し市場価格調整が適用されます。そのため、市場金利の変動によりその金額は増減します。また、契約日から計算基準日*までの経過年数等に応じた解約控除を適用するため、解約払戻金額や年金の一括受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

*完備された解約または年金の一括受取の請求書類が当社に到着した日となります。

- 市場価格調整とは、解約払戻金の受取や年金の一括受取の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

○解約した場合のイメージ



- 解約払戻金額や年金の一括受取額の計算にあたっては「基準金利」を用います（「積立利率」ではありません）。計算基準日の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇した場合や0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額や年金の一括受取額が減少します。逆に、0.1%を超えて低下した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は増加します。

〈計算方法〉

【解約時（据置期間中）】

解約払戻金額は、解約計算基準日における次の金額となります。

解約払戻金額=①と②の合計額

$$\text{① 積立金額} \quad \times \quad 1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率}$$

+

$$\text{② 積立金額} \quad \times \quad \text{たのしみファンドの総額}$$

【年金の一括受取時（年金受取期間中）】

年金の一括受取額は、年金一括受取計算基準日における次の金額となります。

年金の一括受取額=①と②の合計額

$$\text{① 所定の未払年金の現価} \quad \times \quad 1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率}$$

+

$$\text{② 所定の未払特約年金の現価} \quad \times \quad \text{指数連動年金原資部分}$$

- 市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{責任開始日の基準金利}}{1 + \text{計算基準日*1の基準金利} + 0.1\%^2} \right] \text{所定の月数}^3 / 12$$

*1 解約時は解約計算基準日、年金の一括受取時は年金一括受取計算基準日となります。

*2 解約払戻金額または年金一括受取額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額または年金一括受取額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています。

*3 解約時または年金の一括受取時の計算基準日から年金受取期間満了までの月数などをもとに計算します。

▶ 市場価格調整率の計算式における所定の係数（0.1%）について

この所定の係数により、「計算基準日の基準金利」が「責任開始日の基準金利」と同一であっても、計算基準日の積立金または未払年金の現価に対して、経過年数（解約時は「契約日からの経過年数」、年金の一括受取時は「年金受取開始日からの経過年数」）に応じて一定率が控除されます。

例えば、解約計算基準日の基準金利と責任開始日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの 経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.14%	1.05%	0.97%	0.89%	0.81%	0.72%	0.64%	0.56%	0.47%	0.39%

※据置期間：10年、年金の種類：10年 確定年金、年金受取開始年齢：70歳で計算しています。

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

- 解約控除率は、契約日からの経過年数に応じて設定されます。

解約控除率については、 **注意喚起情報** 開頭をご覧ください。

12 積立金の定率積立への変更

■ご契約者は、指数の上昇をもとに計算する方法より、定率による積立方法に変更することができます(積立金の計算方法の変更)。

※年単位の契約応当日の3ヵ月前から2週間前までの間に申し出ることにより、直後に到来する契約応当日から変更されます。

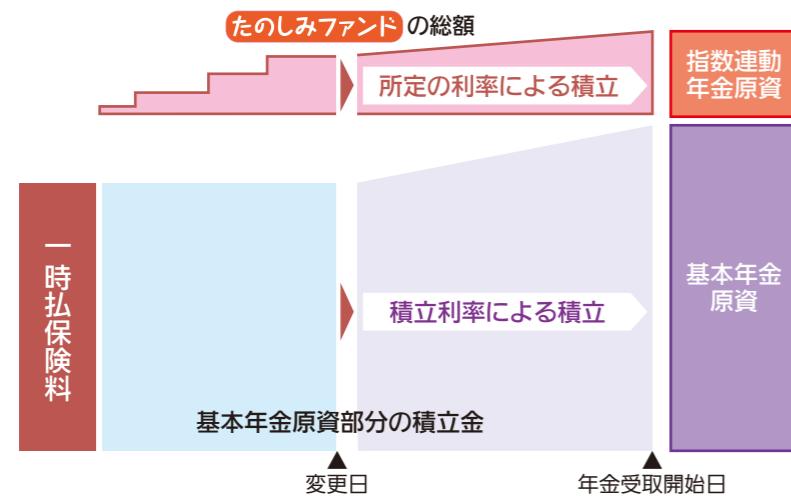
※定率積立へ変更した場合、基本年金原資部分の年金額を改めます。

■変更後の積立方法は次のとおりです。

- ・基本年金原資部分の積立金額:積立利率を適用して積み立てます。
- ・**たのしみファンド**の総額:指数の上昇に応じた**たのしみファンド**は加算されず、当社所定の利率で積み立てます。

※据置期間中において1回に限り変更できます。定率積立への変更後は、指数の上昇をもとに計算する方法に戻すことはできません。

【イメージ図】



積立利率について、くわしくは **契約概要** **5 積立金について** をご覧ください。

13 たのしみファンドの総額からの引き出し

■**たのしみファンド**の総額から、全部または一部*を、据置期間中いつでも引き出すことができます。
この場合、市場価格調整および解約控除は適用されません。

*一部引き出しの最低額: 1,000米ドル/豪ドル

■**たのしみファンド**の総額は、円でも受け取ることができます。その場合に適用される為替レート、換算基準日は以下のとおりです。

対象	換算基準日	適用為替レート
たのしみファンドの総額のうち 引き出し分	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50銭

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

なお、1日のうちにTTM(対顧客電信仲値)の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。

なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

▶あとからたくさんプラン

つかいながらのこすプラン

自分できっちりプラン

！お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。
また、契約通貨が外国通貨の場合、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

円 建

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

契約初期費用以外に据置期間・年金支払期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

米ドル建 豪ドル建

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料の5.5%を一時払保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の1%の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

■特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

契約通貨	適用為替レート
米ドル建 豪ドル建	保険料を円貨で払い込む場合 【保険料円入金特約】 TTM + 50銭
豪ドル建	死亡給付金等を円貨で受け取る場合 【円支払特約Ⅱ】 TTM - 50銭

* TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

■一時払保険料を外貨でお払込みになる際、および年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

！解約時や年金の一括支払時、受取額等が一時払保険料を下回ることがあります。市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金支払期間中の年金の一括支払額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

！為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスク

契約通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。
為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認いただき、余裕資金をもってご加入ください。

▶ ふえるたのしみプラン

⚠ お客様にご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

【ご契約時の費用】

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

【保険期間中の費用】

年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。年金管理費は、主契約の年金は契約時、特約年金は年金支払開始時に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用、ご契約の維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

■ 外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
保険料を円貨で払い込む場合 【保険料円入金特約】	TTM + 50銭
たのしみファンドの総額を円貨で引き出す場合	
死亡給付金等を円貨で受け取る場合 【円支払特約Ⅱ】	TTM - 50銭

* TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

■ 一時払保険料を外貨にお払込みになる際、および年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【解約・減額・年金の一括支払時にご負担いただく費用(解約控除)】

解約・減額される場合および年金の一括支払時には、契約日から10年間は、契約日から解約・減額等の計算基準日までの経過年数等に応じた解約控除を適用します。

解約控除額は、据置期間中は基本年金原資部分の積立金額*に対して、年金支払開始後は基本年金原資部分の年金支払期間の残余期間に対する未払年金の現価に対して、次の解約控除率を乗じた金額となります。

*減額の場合は、減額する部分の積立金額

〈解約控除率〉

契約日からの経過年数											
0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年	
5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	—	

⚠ 解約時や年金の一括支払時、受取額等が一時払保険料を下回ることがあります。 市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金支払期間中の年金の一括支払額等に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

⚠ 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。 為替リスク

この保険は、外貨建であるため、**為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料の契約時円換算額や年金の契約時円換算額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認いただき、余裕資金をもってご加入ください。

1 クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます)は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面(郵送)または電磁的記録(電子メール)によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

- 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面(郵送)	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 (電子メール)*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

- 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名(書面の場合は自署)・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料(払込通貨)、募集代理店名、保険料の返金先口座(申込者等の本人名義)、申出日を明記してください。

- 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。

- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお払込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。

- 外貨建のご契約の場合、保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等(クーリング・オフ)に伴い、お返しする通貨が異なります(保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります)。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨* ¹	円貨* ³
付加しない場合	外貨* ²	外貨* ⁴

*1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。

*2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。また、お客様の口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料かかる場合があります。

*3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。

*4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

- ① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
- ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
- ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
- ④ 為替差損(益)

■次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等をすることはできません。

- ①申込者等が法人の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ②債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③既契約の内容変更である場合

- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 お申込み時にご報告いただく事項(告知)について

- ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ(告知)いただく必要はありません。

- 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取扱いとなります。

3 保障を開始する時期について【責任の開始】

- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は一時払保険料（相当額）を受け取った時からご契約上の責任を負います。
- ・契約日は、責任開始期の属する日となります（**ふえるたのしみプラン** を除く）。



- ・**ふえるたのしみプラン** の場合、契約日は責任開始日に応じて以下のとおりとなります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月16日

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

次の場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- ・責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺（**ふえるたのしみプラン** を除く）
- ・ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ・ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ・ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ・ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となったとき
- ・ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなったとき

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

- お客様からのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。
- 指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

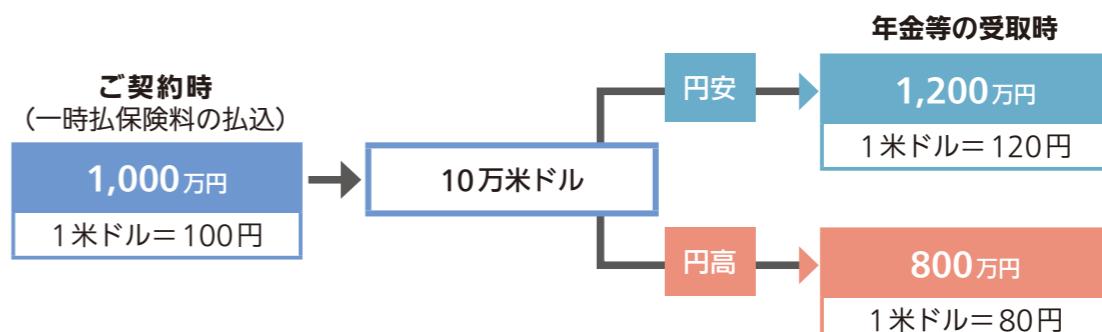
保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 為替リスクについて



- 契約（指定）通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

〈為替リスクの例（米ドル建の場合）〉



- 年金等の受取時の為替相場により円換算した年金等の受取額が、ご契約時の為替相場により円換算した年金等の受取額を下回ることがあります。
- 為替相場の変動により年金等の総受取額がご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料を下回ることがあります。

7 元本割れが生じる場合について

次の場合には元本割れが生じ、不利益となることがあります。

あとからたくさんプラン つかいながらのこすプラン 自分できっちりプラン の場合

- 解約した場合、ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。
- 据置期間が短いご契約の場合、または適用される積立利率が低い場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 契約通貨が円建で、年金支払開始日前日に年金の種類等を変更した場合、年金原資は市場価格調整を適用して計算されるため、その金額は増減します。したがって、変更後の年金原資は一時払保険料を下回ることがあります。
- 契約通貨が円建で、年金支払開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額およびすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

ふえるたのしみプラン の場合

- 解約または年金の一括支払をした場合、解約払戻金額や年金の一括支払額は、計算基準日ににおける基本年金原資部分の積立金や未払年金の現価に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。また、契約日から計算基準日までの経過年数等に応じた解約控除を適用するため、一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

※解約払戻金額の計算方法について、

くわしくは  それぞれの保険商品の **契約概要** **11 解約等について** をご覧ください。

8 保険契約の保護について

[生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9 預金ではなく生命保険であることについて

[預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

10 新たな保険契約への乗り換えについて

[現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うとなる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかるわざ、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11 税金のお取扱いについて

- 税務のお取扱いは2024年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご留意ください。

〈ご契約時〉

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年*の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

*契約日の属する年が基準となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

〈年金支払開始日前〉

- 解約払戻金(解約差益)に対する課税

年金種類	契約後5年以内	契約後5年超
確定年金	源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

※年金総額保証付後厚終身年金および年金総額保証付終身年金の場合、契約日が年金支払開始日となるため、解約の取扱はありません。

- 死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

※年金総額保証付後厚終身年金および年金総額保証付終身年金の場合、契約日が年金支払開始日となるため、死亡給付金の取扱はありません。

- たのしみファンドの総額からの引き出しに対する課税(ふえるたのしみプランの場合)

引き出した積立金額に相当する保険料が所得計算上の必要経費となります。

- ・引き出した積立金額より一時払保険料残額*が大きい場合：
課税されません。

- ・引き出した積立金額より一時払保険料残額*が小さい場合：

積立金額と一時払保険料残額の差額に対し、次のとおり課税されます(確定年金の場合)。

契約後5年以内	契約後5年超
源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

*一時払保険料残額は、一時払保険料から、すでに引き出した積立金の合計額に相当する保険料(基本給付金額を減額された場合は、その解約払戻金額に相当する保険料を含む)を差し引いた金額(マイナスの場合はゼロ)となります。

〈年金支払開始日以後〉

- 指数連動年金原資の一時支払に対する課税(ふえるたのしみプランの場合)

据置期間5年	据置期間10年
源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、一時受取額に対し贈与税が課税されます。

- 年金に対する課税(契約者=年金受取人の場合)

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
年金総額保証付後厚終身年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(雑所得) + 住民税
年金総額保証付終身年金		
確定年金		所得税(一時所得) + 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。

また、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉



この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象	換算基準日	適用為替レート*
保険料	一時払保険料の受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	TTB(対顧客電信買相場)
	所得税の対象となる場合	TTM(対顧客電信仲値)
年金	年金支払日	TTM(対顧客電信仲値)
指数連動年金原資の一時支払	源泉分離課税の対象となる場合	年金支払開始日
	所得税の対象となる場合	TTB(対顧客電信買相場)
年金の一括支払	必要書類の当社到着日	TTM(対顧客電信仲値)
たのしみファンドの総額の引き出し・解約払戻金	源泉分離課税の対象となる場合	必要書類の当社到着日
	所得税の対象となる場合	TTB(対顧客電信買相場)

* 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※ 保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払いいただいた金額となります。

※ 特約の付加等により円でお受け取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

円 建 → **0120-037-560** 米ドル建／豪ドル建 → **0120-001-262**

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客様からのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

MEMO

MEMO

✉ お客様への送付書類のご案内

ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管いただきますようお願いいたします。

※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。なお、記載内容や発送時期等は将来変更されることがあります。

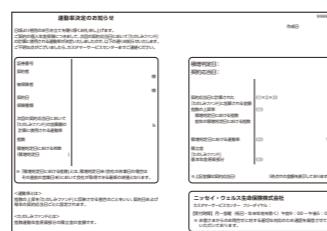
ご契約成立時

●保険証券・生命保険料控除証明書

お申込みから 10 日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留でお送りします。ご契約内容が記載されており、**申込内容と相違していないかご確認のうえ、大切に保管してください。**

※お申込み手続きの状況により、さらに日数がかかる場合があります。

●保険証券用封筒



●運動率決定のお知らせ

ご契約日以降速やかに、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。ご契約後も、据置期間中は毎年の契約応当日後にお送りします。

※指数連動型年金のご契約者にのみお送りします。

●マイナンバー(個人番号)申告書

ご契約成立の翌月以降に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。
必要書類を貼り付けのうえ、ニッセイ・ウェルス生命までご返送ください。

※マイナンバーをニッセイ・ウェルス生命に登録済の場合など、送付の対象外となることがあります。

据置期間中

ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の翌月末*に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。

ご契約の積立金額・解約払戻金額等をご確認いただけます。

*円建年金（AII型）の場合：契約応当日の前々月末

年金受取開始時

年金お支払いのご案内

年金受取開始日の 3 ヶ月前に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。

年金受取の予定（受取回数・受取日・年金額等）をご確認いただけます。

年金受取期間中

年金お支払い状況のお知らせ

毎年 12 月または翌年 1 月*に、年金受取人宛に普通郵便でお送りします。

毎年 1 月～12 月にお支払いした年金額、必要経費等をご確認いただけます。

税務の申告時にご活用いただけます。

* 12 月にお受け取りの可能性があるご契約については、翌年 1 月にお送りします。

WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

お客様利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」を WEB 版でご提供しております。WEB 版とは、ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて閲覧・ダウンロードしていただける「ご契約のしおり・約款」です。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことの記載したものです。

必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

WEB 版の特長 ▶ 常時閲覧可能・冊子での保管不要・拡大して閲覧可能

WEB 版 の閲覧方法

該当商品の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合

※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

積立利率金利連動型年金（AII型）

円 建



www.nw-life.co.jp/shiori/g01/

積立利率金利連動型年金（米ドル建） 年金額確定特約付

米ドル建



www.nw-life.co.jp/shiori/g04/

積立利率金利連動型年金（豪ドル建）

豪ドル建



www.nw-life.co.jp/shiori/g17/

指定通貨建積立利率金利連動型年金 指数連動型年金特約II付

指数連動型

共 通 米ドル建 豪ドル建



www.nw-life.co.jp/shiori/g39/



ホームページから閲覧する場合

1

ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「 WEB 版 ご契約のしおり・約款」をクリックしてください。

2

該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

冊子をご希望のお客さま

お申込み時に、タブレット端末または申込書にて「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望いただければ、冊子をお送りいたします。お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへお申し出ください。

※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。



ニッセイ・ウェルス生命
カスタマーサービスセンター

円 建 0120-037-560

外貨建 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00

※お客様からのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。